

答 申

(諮問第44号)

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求について不開示とした処分のうち、記入者氏名以外の氏名を不開示とした部分を取り消すべきである。その余の処分は、妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 当時、未成年者であった審査請求人に代わって親権者の母（本件審査請求の代理人。以下「開示請求者」という。）は、平成26年2月4日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、処分庁に対して次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「乙第4, 5号証の氏名横のマジック?で消された2枚のアンケート用紙」

- 2 処分庁は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成26年2月17日付けで本件保有個人情報の一部について開示しない旨の決定（平成26年2月17日付け北九教学教第1121号。以下「本件処分」という。）を行い、開示請求者に通知し、開示請求者は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成26年3月6日に受領した。
- 3 その後成人した審査請求人は、平成26年4月30日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し審査請求を行った。その際、審査請求人の母が、行政不服審査法第12条の規定により審査請求人の代理人と連名して審査請求を行っている。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、意見書及び当審査会における口頭意見陳述に代わる意見書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 本件処分に対する審査請求の理由

このアンケート用紙は、平成18年4月及び5月に発生した7名による窃盗事件及び恐喝事件の「再審査請求」の申請のために、それを書いた第三者の開示が必要であり、目的以外に使用しない。いくら8年前でも、自分たちの犯罪は償わなければならないし、しかも恐喝などの金銭の返金もない。

(2) 不開示情報該当性

ア 当該文書の内容は、記載者名以外は既に裁判所において公にされている情報であって、不開示とする理由はなく、教育委員会は条例の適用を誤っている。

憲法は、裁判は公開で行われることを規定しているので、当事者に関する裁判上の情報は開示すべきであり、本決定は憲法に違反する。

イ また、不開示とした理由を「条例第22条第1項」としているが、これは開示請求者に対する措置であり、理由ではない。(決定通知文に記載の根拠を指している。)

理由付記の趣旨にかんがみれば、本決定の通知書にどの情報が条例第18条第2号の根拠規定に該当するのか、また、不開示情報を開示することにより、どのような権利利益を害するおそれがあるのか具体的に明示すべきであって、条例第22条の要求する理由付記については十分ではないといわざるを得ない。

ウ 判決原本については、裁判所に保存されており、何人も、閲覧の請求が認められている(民事訴訟法第91条第1項参照)。したがって、条例第18条第2号ただし書アの情報すなわち「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することから、開示すべきである。

エ 窃盗事件及び恐喝事件の犯人以外の第三者が書いたものであれば開示しても、その第三者の権利利益を害するおそれは断じてあり得ない。仮に害するおそれがあるとしたら犯人が書いたものとしか考えられない。

オ 本当に第三者であれば「イニシャル」又は通学していた「小学校名」程度の記載は可能ではないか。「氏名」を開示したところで「特定の個人を識別すること」は一般的には困難である。

カ 被告の「〇〇」が記入したアンケートを「第三者が記入したアンケート」と偽って裁判所などに提出したことに関しては「虚偽文書作成」に該当し、違法であるから本件処分庁が不開示とした処分は取り消すべきである。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の不開示理由

アンケートは審査請求人自身の保有個人情報ではないが、アンケートが審査請求人に関して行ったものであったため、保有個人情報に当たると判断し、開示した。ただし、アンケート記入者の氏名及びアンケートに記載されている第三者の氏名については、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第18条第2号本文に該当するものとして不開示とした。

2 審査請求人の主張に対する説明

(1) 「アンケート記入者の氏名」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、裁判所にも不開示の状態で提出しており、裁判でも公表されていない。このことは審査請求人も認めている。

したがって、当事者に関する裁判上の情報は全て開示すべき理由はなく、「アンケート記入者の氏名」は条例第18条第2号本文に該当する不開示情報であると認められる。

(2) 一部開示決定通知書において、一部を開示しない理由として、「条例第18条第2号該当」と根拠を明記し、「アンケートに記載する氏名は、開示請求者以外の個人情報に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と理由も記載している。

(3) 本件処分に係る対象文書は、裁判所に提出された書証であり、審査請求代理人の主張のとおり民事訴訟法第91条の規定により何人も閲覧の請求が認められているものである。したがって、「アンケート記入者の氏名」を除く不開示部分については、条例第18条第2号ただし書アに該当すると認められるため、審査請求の理由を認め開示する。

(4) 開示請求者以外の氏名は、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであり、条例第18条第2号のただし書アからウまでのいずれかに該当しない限り、第三者の権利利益を害するおそれの有無で開示若しくは不開示が判断されるものではない。

(5) 審査請求代理人は、アンケート記入者の「イニシャル」又は通学していた「小学校名」程度の開示を求めているが、本件処分とは関係ないものである。

3 結論

以上から、本件処分において不開示とした部分のうち、条例第18条第2号ただし書アに該当する情報であるアンケート記入者の氏名を除いた部分を開示する。

第4 審査会の判断

当個人情報保護審査会は、審査請求の対象となった本件保有個人情報並びに処分庁の説明及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件保有個人情報の概要等

本件保有個人情報は、平成18年10月、当時中学1年であった審査請求人が北九州市を相手方として提訴した「〇〇学校金銭授受事件」訴訟（平成21年〇

月○日、上告棄却)の過程で、北九州市が福岡高等裁判所に提出した書証の2名分の「生徒からの聞き取りアンケート」各1枚で、金銭授受に関する内容が当事者の氏名とともに記載されている。

2 本件処分の争点

(1) アンケートには、それぞれに、①記入者氏名(以下「本件記入者氏名」という。)及び②記入者以外の第三者の氏名(審査請求人の氏名を除く。以下「本件第三者氏名」という。)が記載されている。

(2) 処分庁は、これらの不開示情報の全てが条例第18条第2号本文に該当し、同号のただし書アに該当しないとして不開示とするので、本件不開示情報の争点は次のようになる。

ア 本件記入者氏名は、条例第18条第2号ただし書アに該当するか(争点1)。

イ 本件第三者氏名は、条例第18条第2号ただし書アに該当するか(争点2)。

ウ 決定通知書の「一部を開示しない理由」欄の記載に不備があり、違法か(争点3)。

以下に検討する。

3 条例第18条第2号ただし書ア該当性について

(1) 条例第18条第2号の構造について

条例第18条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、ア～ウのいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならないと規定する。そのアは「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定している。

(2) 本号ただし書ア該当性判断

ア 争点1について

本件不開示情報のうち本件記入者氏名について当審査会が見分したところ、先にも述べたように福岡高等裁判所(以下「裁判所」という。)に書証として提出されたもので、乙第4号証、乙第5号証の記載がある。そして、処分庁は、書証として提出した際、本件記入者氏名を黒塗りしている。

審査請求人は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条第1項の規定により何人も訴訟記録の閲覧の請求が認められており、これらの情報は条例第18条第2号ただし書アに該当し、その全てを開示すべきと主張している。しかしながら、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の

閲覧は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保する要請に基づくものであり、条例に基づく保有個人情報の開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものである。訴訟記録の閲覧請求によって、書証として提出した文書の黒塗りした本件記入者氏名まで、条例第18条第2号ただし書アに基づき開示すべきとはいえないことは明白である。

以上のことから、民事訴訟法第91条第1項の規定を根拠に、本号ただし書ア「法令の規定により（中略）開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると解することはできないので、本件処分のうち、本件記入者氏名を不開示とした部分は妥当と判断する。

イ 争点2について

本件不開示情報のうち本件第三者氏名について当審査会が見分したところ、2件の書証において本件第三者氏名は黒塗りされることなく、裁判所に提出されている。しかも、審査請求人は本件訴訟の当事者であるから、民事訴訟法第91条第3項の規定により訴訟記録の謄写を請求できる立場にあり、現に、本件開示請求書に書証の写しを添付している。

したがって、本件第三者氏名については、条例第18条第2号ただし書ア「法令の規定により（中略）開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると解することができるので、本件処分のうち、本件第三者氏名を不開示とした部分は不当と判断する。

ウ 争点3について

審査請求人は、一部開示決定通知書に記載された理由付記に不備がある旨主張する。その理由は、どの情報が条例第18条第2号の根拠規定に該当するのか、また、不開示情報を開示することにより、どのような権利利益を害するおそれがあるのか具体的に明示すべきであって、条例第22条の要求する理由付記については十分ではないというものである。

しかしながら、処分庁が説明するように、一部開示決定通知書に、一部を開示しない理由を「条例第18条第2号該当」と根拠を明記し、「アンケートに記載する氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と具体的に明示しているため、理由付記の要件を満たしているといえる。

したがって、「一部を開示しない理由」欄の記載に不備はなく、違法とはいえないと判断する。

なお、審査請求人が条例第22条の要求する理由付記については十分ではないとする点であるが、条例第22条の規定が要求しているのは、開示請求がなされた際に開示・一部開示・不開示の判断結果を、開示請求者に対し、書面により通知することであって、現に、処分庁は、前述のとおり一部開示決定通知書という書面により、開示請求者に対し通知している。そのことは何ら条例に違反するものではない。

エ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、以上のほかにも次の主張をしている。

- (ア) 刑事事件の犯人以外の第三者が書いたものであれば開示しても、その第三者の権利利益を害するおそれは断じてあり得ない。
- (イ) 本当に第三者であれば「イニシャル」又は通学していた「小学校名」程度の記載の開示は可能ではないか。
- (ウ) 被告の「〇〇」が記入したアンケートを「第三者が記入したアンケート」と偽って裁判所などに提出したことに關しては「虚偽文書作成」に該当し、違法であるから本件処分庁が不開示とした処分は取り消すべきである。

これらの主張は、いずれも、本件処分の開示・不開示の判断とは関係しないものであるから、これ以上立ち入らないものとする。

4 結論

以上のことから、当個人情報保護審査会は、処分庁の本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	原 田 美 穂
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子